

高圧ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

冲高保発第30-74号  
平成30年10月22日

アンモニア冷凍事業所 各位  
アンモニア製造、消費、販売事業所等 各位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会  
冷凍・空調部会・一般高圧ガス部会  
〔公印省略〕

## NH3 リスクアセスメントセミナーの開催

平素は、協会運営に格別のご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質の製造・取扱いを行う事業所にリスクアセスメントが義務付けられ、『アンモニア』等も危険有害性物質に指定されたことから今回『リスクアセスメントセミナー』を開催致します。

※『リスクアセスメント』とは、発生する損失の可能性、程度を評価、査定し、リスク(損失の可能性)があれば、安全にできるように対策を講じることを意味します。

アンモニア製造、消費、販売事業所等におきましては、設備の保安点検における安全確保の充実を図る重要な講習会でありますので、多数のご参加をお待ちしております。

記

1. 日時 平成30年11月16日(金) 13時30分～16時30分
2. 会場 沖縄産業支援センター(1階 101ホール)  
那覇市字小禄1831-1
3. 受付期間 平成30年10月29日(月)～11月9日(金)
4. 受講料 会員事業所3,000円 一般事業所 6,000円  
(受講料は当日会場にてお支払い下さい。)
5. 申込方法 下記申込書をFAXにて送付して下さい。(定員50名)



ご安全に!

### 【講習内容】

- I. リスクアセスメントの基礎知識
- II. リスクアセスメントの実施 ①各グループに分かれ、リスクアセスメントを実施、発表する。  
②実施したリスクアセスメントに関する討議等を行う。
- III. SDS及び、アンモニア容器へのラベル表示について

講師 昭和電工株式会社 川崎事業所

環境安全部 プロセス安全管理担当課長 福本 康史郎 殿

### NH3 リスクアセスメントセミナー申込書 FAX(098)858-9564

氏名			
事業所名	(会員事業所・一般事業所)		
連絡先TEL		連絡先FAX	

※参加者が複数の場合は、申込用紙をコピーして使用して下さい。(一人1枚)

※本用紙に記載の個人情報は目的以外に利用致しません。また、終了後は速やかに廃棄します。

# 『高圧ガス保安法(抜粋)』

## (保安教育)

- 第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。
- 2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。
  - 3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。
  - 4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
  - 5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。
  - 6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。